

平成 31 年度事業計画

公益財団法人国際人材育成機構

平成31年度事業計画

当機構は、平成3年12月の設立以来、人づくりを通じ、わが国の社会と産業の健全な発展に寄与すること、また、開発途上国の経済発展に寄与することを理念に掲げ、東南アジア等からの青年を受け入れる外国人技能実習生受入事業（以下「実習生受入事業」という。）、開発途上国への企業進出に関する調査研究及び支援事業、開発途上国との青少年親善交流事業の3つの事業を実施してきており、派遣国政府からこれらの事業が評価され、事業の拡大の要請を受ける等大きな成果を挙げてきた。平成27年4月からはオリンピック・パラリンピック東京大会開催に伴う建設需要に対応する施策に協力し、外国人建設就労者受入事業及び外国人造船就労者受入事業（以下「建設・造船就労者受入事業」という。）を実施してきた。

本年度についても、引き続いてこれらの事業を実施していく。加えて、本年4月から特定技能外国人受入に関する新たな施策が施行されることから、受入企業のニーズに対応すべく特定技能外国人支援の業務に係る事業を実施する。

事業内容は以下のとおりとする。

記

1 実習生受入事業及び同事業の実施に必要な職業紹介事業の実施

(1) 派遣国政府との協議

ア 実習生の受入れプログラムをより一層発展させるため、当該派遣国政府との協議を継続して行っていく。

イ 派遣国政府が実施する実習生の選抜について、実習生募集地域の選定等に関し派遣国募集担当者との連携強化を図ることにより、適正かつ厳正に実施されるよう積極的に支援する。

(2) 実習生受入事業の実施

ア 実習生受入活動

本年度はインドネシア、タイ、ベトナム、バングラデシュ及びスリランカの実

習生受入計画数3,800名（インドネシア1,650名、タイ240名、ベトナム1,000名、バングラデシュ800名、スリランカ110名）の達成を図る。加えて、平成23年度にILO協会から引き継いだ事業の対象者（フィリピン共和国）として150名の受入れを計画する。

イ 実習生の質の向上

実習生が技能実習を全うできるよう、日本の生活への適応、日本語能力の向上等のため、受入企業への配属前に以下の講習を行う。

（ア） 日本の生活等への適応

- A 日本の風俗、習慣等を理解させるため、日本人スタッフによる教育の徹底を図る。
- B 在留するための知識や労働者として受ける法的保護に関する教育を行う。
- C 技能の習得等を安全に行うための知識、規律正しい生活を行うためのルールについて教育を行う。
- D 介護及び自動車整備の職種の実習生に対して特別な教科課程の講習を実施していく。

（イ） 日本語能力の向上

- A 実習生に対し、当機構オリジナルの5年日誌を配付し、実習期間を通して記述するよう指導を行う。
- B 入国時は日本語能力試験のレベルN4、入国1年後はN3、帰国時はN2以上の合格を目標に事前講習、集合講習及び受入企業配属後における継続的日本語教育の強化を図る。特に、介護関連実習生に対し、入国後1年以内に日本語能力試験N3に合格できるよう、派遣国との連携も図りつつ、日本語教育の一層の充実を図る。
- C 生産現場及び建築現場で日常的に使用される用語等実践で使える日本語の表現・語彙等を新たに調査し、文法や一般的な日本語だけではなく、即戦力となれるような日本語の表現及び理解力向上の為の日本語の授業にシフトしていく。

D 日本語能力試験の全員受験を奨励するため、各支局において実習生全員に願書及び練習問題を無料で配付し、各人の受験申し込み状況を確実に把握するとともに、日本語講座の充実を図る。併せてアテンド職員により日本語能力向上について進捗チェック及び激励を徹底する。

(ウ) 実習生のモチベーションの維持及び向上

実習生が初心を忘れず、技能実習の全期間を通じ、モチベーションを維持、向上させるため、次のことを重点的に指導する。

A 日本語能力の向上が、日本での技能実習の成功に不可欠であること及び帰国後の就職活動において有利であること。

B 技能実習期間中に学んだ技能等、日本人の働き方、日本的な労働慣行、生産管理及びコスト意識等は、帰国後の起業に際して大いに役立つこと。

(エ) 第3号技能実習生に対する通信教育の実施

第3号技能実習生に対し、帰国後、母国の経済発展に寄与できるような有用な人材の育成に資するため「チームリーダー育成講座」の通信教育を受講させ、日本語能力の向上を兼ねて、スーパーバイザーや職長、起業家として人を使う能力を高める。

なお、当該通信教育は、一般財団法人国際技能・技術振興財団と連携を図って実施する。

ウ 開発途上国の経済的に困窮している青年のプログラム参加支援

経済的に困窮している青年たちもアイム・ジャパン技能実習プログラムへの参加資格を得ることができるよう、無償事前訓練等を実施できるよう支援する。

エ 寄附活動

本年度の寄附活動は、当機構の寄附金等取扱規程第2条第2項に基づく一般寄附金として実施する。

オ 実習生受入手続の支援

在留資格認定証明書の早期交付を図り、実習生の入国期限厳守を徹底するため、技能実習計画の認定状況について、全支局と連携を密にしていく。また、実習生の入国、集合講習後の企業配属等が円滑に実施できるよう努める。

カ 適正な実習環境の整備及び向上

(ア) 受入企業に対する監査及び訪問指導の実施

技能実習法においては受入企業に対し、技能実習認定計画に従った団体監理型技能実習の実施及び労働に関する法令遵守等について、監理責任者の指揮の下で3か月に1回以上の監査の実施及び「第1号技能実習」の活動期間中の1月につき少なくとも1回の訪問指導の実施が規定されている。

当機構においては「第1号技能実習」の期間中のみならず「第2号技能実習」及び「第3号技能実習」の期間中も月1回以上の訪問指導を行う。技能実習法・労働関係法令の違反等が判明した場合は、直ちに監理責任者の指揮の下に臨時監査を実施する。

これらの監査及び訪問指導を確実に実施し、受入企業に対して適正な技能実習の実施と労働関係法令の遵守の指導・助言に努め、また、受入企業に対し是正指示を行った場合は、速やかに、管轄の労働基準監督署等の関係行政機関に通報する。

なお、建設・造船就労者受入事業に係る受入企業に対しても、同様の対応を行う。

(イ) 実施状況報告及び事業報告書の提出等

支局担当者は、受入企業に対し、毎年1回の実施状況報告書の作成を指導し、5月末日までに管轄する外国人技能実習機構（以下「技能実習機構」という。）の地方事務所・支所へ遅滞なく提出するよう協力する。

また、監理団体における毎年1回の事業報告書については、監理事業を行う支局ごとに取り纏めて作成し、技能実習機構の本部事務所に遅滞なく提出する。

なお、毎年5月の「受入企業総点検月間」として、これらの報告書を精査し、受入企業の技能実習法に係る違反の有無及び労働関係法令等の遵守の実態を把握し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図る。

その結果、改善が必要とされる企業に対しては速やかな是正を要請する。

(ウ) 「受入企業懇談会」及び「安全衛生大会」の開催

アトム・ジャパンセミナーの開催に併せて「受入企業懇談会」を開催して、受入企業等に技能実習制度等の周知徹底を図ると共に、受入企業からの意見聴取を通じて適正な事業の運営に反映させる。

また、「安全衛生大会」については、受入企業及び技能実習生相互の親睦を図りながら、広く安全衛生意識の高揚及び技能実習制度の適正な実施等の啓蒙を図る。

(エ) 「実習・生活指導員懇談会」の開催

受入企業の実習生の指導実務に携わる技能実習責任者、技能実習指導員及び生活指導員を対象に、技能実習における問題の発生防止対策及び解決方法等に係る情報及び意見の交換を実施し、受入企業における技能実習指導及び生活指導の向上と新しい技能実習制度の適正な運用に反映させる。

(オ) 技能検定等の受検奨励

技能実習法に基づき、「第3号技能実習」を行うためには、技能検定3級（同級相当の技能実習評価試験を含む。以下同じ。）の実技試験合格が必要とされており、また、その合格等が受入期間の延長及び受入枠2倍の適用をも受けられる「優良な実習実施者（受入企業）」の判断基準として大きなポイントを占めることから、受入企業及び実習生全員を対象に、実習3年目での技能検定3級の受検と全員の合格に向けた指導の徹底を図る。さらに、第3号技能実習の目標である技能検定2級への受検についても奨励する。

(カ) 職員研修の実施等

職員の指導能力の向上のため、各支局において専門講師による関係法令の研修を実施して資質の向上を図る。また、入管法及び技能実習制度運用要領の改正に伴い、アテンドマニュアルを改訂し、適正な指導が行えるよう全職員へ配付して周知させる。

(キ) 外部監査報告書

指定外部役員による外部監査結果を支局に通知し、周知させる。

(ク) 実習生の防災対策

全実習生に対して防災リュック、非常食、防災グッズ、ヘルメット等を配付し、非常時の備えとすることはもとより、防災についての意識の向上を図る。

(ケ) 実習生の在留に係る手続の支援

実習生が適切に技能実習を行うために必要な在留関係諸申請、在留カードの紛失に係る再交付、駐日大使館への在留届等の手続支援等を行う。

また、実習生の「第2号技能実習」及び「第3号技能実習」への移行に伴う技能検定の受検申請手続等、実習生に対する在留上の便宜や支援を図る。

キ 実習生に係る相談、指導の迅速な対応

実習生が抱えている悩みや疑問等に対応するため、以下を実施する。

(ア) 実習生のための電話相談等

A アテンド担当職員の携帯電話番号を実習生に通知し、実習生の相談等に対し適切かつ迅速に対応する。

B 本部に設置しているフリーダイヤル電話により、インドネシア語等の実習生の母国語を話せる職員が実習生の相談に応じる。

C インドネシア、タイ、ベトナム、バングラデシュ、スリランカ、フィリピンの出身者をカウンセラーとして委嘱しての電話相談員制度により、実習生からの電話相談に母国語で応じ、適切な助言・指導を与える。

(イ) 指導文書による生活指導

5月の連休、夏季休業、年末年始の休暇休業等の前に、それぞれに係る注意事項等を指導するとともに失踪防止、交通安全と事故防止等、日常生活の支障となる事柄を防止するための指導文書を作成し、実習生及び受入企業に配付する。

また、インドネシア・バングラデシュ（イスラム教徒）の実習生については断食と日本の猛暑時期が重なることが多いことからその時期に応じた内容（健康上の留意点や生活等）に関する指導文書を個別に発送する。

(ウ) 意欲向上のための表彰

受入企業及び当機構の推薦に基づいて在京インドネシア大使及び在大阪同国総領事による優良実習生への賞詞授与に対して積極的に支援する。

(エ) 実習生に対する駐日派遣国大使館等による指導

派遣国政府と一体となって事業を推進するという基本方針に基づき、駐日派遣国大使館等の協力の下に、大使館員による受入企業及び実習生の宿舍訪問、「安全衛生大会」及び集合講習等を通じて、失踪防止も含めた生活指導を強化・徹底する。

ク 失踪防止対策

実習生の失踪は、わが国の社会と産業の健全な発展を妨げ、技能実習制度の根幹を揺るがす重大な問題であり、失踪の防止・抑止対策は極めて重要な課題である。

失踪者の根絶に向け、「失踪防止対策要綱」に基づき、実習生の派遣国政府及び同駐日大使館と連携を強化しながら一層の工夫を凝らし、実習生の立場に立った継続的改善を実行しつつ、職員一丸となって総合的な失踪防止に取り組む。

ケ 安全衛生対策

(ア) 労働災害防止対策

実習生の受入企業に対し、事故や労働災害の発生を未然に防止するための安全衛生対策を確実に実施するよう要請するとともに、実習生に対し、関係法令の周知と安全な作業方法を確実に履行するよう指導を行う。

特に、法定の資格を必要とするフォークリフト運転、床上操作式クレーン運転、玉掛け作業等、就業に制限のある業務や特別教育を受けた上で行うべき業務に実習生が無資格で就くことのないよう指導の徹底を図る。

このため、新規に入国する実習生及び在留している実習生を対象に、企業引継ぎ前又は引継ぎ後に必要に応じて技能講習資格を取得させるため、母国語訳補助テキスト配付による受講支援等、以下の対策を推進する。

A 企業引継ぎ前に技能講習の資格を取得するための受講支援

B 既に在留している実習生が技能講習を受講する際の受講支援

- C 法定の特別教育（吊り上げ荷重5トン未満の床上操作式クレーン、アーク溶接、足場の組立、フルハーネス型）に対する学科教育の実施支援
- D 安全衛生意識の高揚を図るための「安全衛生大会」の開催及び広報誌「IMJAPANニュース&みんなのひろば」への災害防止関係の記事の掲載
- E 安全衛生ステッカー（新規受入企業・希望企業対象）及び安全ハンドタオル（日本語版）の作成・配付
- F 安全週間の実施及び受入企業自主点検票等の配付
- G 事故調査及び再発防止対策指導の実施

- (イ) 職員用の安全衛生関係のテキスト作成（仮称「安全衛生管理のあらまし」）
- (ウ) 健康診断の実施等

全ての実習生に対し、入国前1ヶ月以内に送出し国において健康診断を行い、かつ入国後早期に健康診断（雇い入れ時健康診断項目のすべての項目）及び検便による腸内細菌検査を実施する。また、集合講習中の日々の健康状態を観察し、体調不良を訴える実習生に対して適切な処置を行い、健康上問題がある実習生の企業配属を未然に防止する。

- (エ) 「安全衛生ポスターコンクール」の実施

災害や事故を防ぎ、日々健やかに実習できるよう実習生に理解しやすい標語及びスローガンを入れた「安全衛生ポスターコンクール」を実施し、優秀作品を表彰する。

コ 実習生福利厚生事業

「作文コンクール」の実施

実習生の日本語能力の向上を図ることを目的に、「アトム・ジャパン作文コンクール」を実施し、優秀作品に対する表彰を行う。このため、各支局で行う日本語講座等を通じ作文指導を行う。また、多数の応募を奨励するため、第1号実習生について別枠の表彰枠を設け、第1号実習生にも応募の動機付けを図っていく。

サ 集合講習等の効果的な実施

- (ア) 事前講習（入国前の講習）

- A 派遣国政府が実施する事前講習について、当機構はこれに積極的に協力する。また、技能実習の効果をあげるためには、高い日本語能力を身につけることが重要であることから、引き続き日本語能力の一層の向上を図ることとし、特に聴解能力を向上させるため、実習生相互によるロール・プレイング（役割演技）訓練を実施する。また、日本語能力の不足及び技能実習意欲の欠如等については厳しく審査を行い、適正を欠く者を入国前に排除するよう派遣国政府に要請する。
- B 事前講習については受入企業への配属時に日本語能力N4レベルを目標としての指導を行い、日本において優れた実習生と認められる人材の育成に努める。
- C 事前講習においては、実習生の安全と健康を確保するため、危険予知活動（KYT）を含む安全衛生の基礎知識を教育する。
- D 事前講習期間中は厳格な規律訓練を行い、頑健かつ規律正しい実習生の育成に努める。
- E 自分の将来について具体的な計画を立て、達成する方策を自ら模索することを課題とした演習を取り入れ、しっかりと目的意識を持ち、日本での技能実習に取り組むことのできる実習生の育成に努める。
- F ベトナム及びインドネシアにおいては事前講習の中で建設関連職種（鉄筋、型枠、とび）の建設特別訓練を2週間実施する。バングラデシュにおいても、同訓練を実施していく。同講習の実施は、職種のアンマッチの防止、技能実習の習熟度を高めること、ひいては技能実習制度の本旨である技能移転に高く貢献することから、継続して支援していく。
- (イ) 集合講習（入国直後の講習）
- アトム・ジャパントレーニングセンター1号館、2号館及び介護実習生用の3号館（いずれも埼玉県春日部市）、を使用し、コミュニケーション能力の向上を図るための日本語、日本における生活一般の知識、外部専門家による技能習得に関する知識及び関係法令及び実習生の法的保護に必要な情報等の教育を行う。また、以下の事項にも重点を置いて円滑かつ効

果的な集合講習を実施する。

アイム・ジャパン職員の日本語教師の育成にも努め、事前講習における日本語教育のレベルアップ支援を含めた日本語教育のさらなる充実を図る体制を構築する。

- A 技能実習制度の目的及び意義、実習生にかかわる諸規則等の遵守についての指導を強化する。
- B 実習生としての目的意識を明確に植え付け、自己の行動に対する責任感を十分身に付けた実習生の育成に努める。
- C 失踪は、違法行為であること及び受入企業、派遣国政府等に多大な迷惑となることを十分に認識させる等失踪防止のための指導を強化する。
- D 労働災害を防止するため安全衛生意識の高揚を図り、特別教育（学科部分）を実施する。
- E 日本語能力、実習意欲等に問題があり、実習生として円滑・適正に技能実習生活を送り難い不適格性が認められる者を厳正に選別して対処する。
- F 事前講習と入国後の集合講習との連携を強化し、実習生個々の質の向上に努める。

シ 帰国実習生に対する技能実習修了証書の発行

技能実習を終了した実習生に対して、帰国後の就職支援活動等に資するため技能実習修了証書を発行する。

ス 帰国実習生に対する就職支援

- (ア) 帰国実習生の就職促進については、現地労働省主催による就職面接会の支援を行う。帰国後の実態について定期的な調査を行う。
- (イ) インドネシアの帰国実習生については、上記のほか、以下の各種施策について、同国労働省に対して側面的支援を行う。
 - A 州労働局を通じて就職相談窓口の設置
 - B 就職機会を図るためにインドネシア版“ハローワーク”への登録勧奨
 - C IT機能を活用した就職情報提供

D インドネシア労働省及び当機構独自の調査による帰国実習生の帰国後の実態把握

E 帰国実習生の会の組織化と起業家を組織するための支援

(ウ) タイの帰国実習生については、新たに発足したタイ人帰国生の社長の会及びタイ労働省による企業家育成の支援を行う。

(エ) 日本国内においては、既に派遣国に進出している企業及び進出を検討している企業に対して技能実習制度の概要を説明し、帰国実習生の現地採用が円滑に運ぶよう情報提供に努める。

セ 広報活動

(ア) 図書の発行

各実習生派遣国の情報を基に小冊子を作成、企業等に無料で提供する。

(イ) 広報活動

当機構の目的、事業内容及び実績等を広く周知し、技能実習制度の拡大拡充と、当機構の実習生受入事業の発展につなげる。また、地方公共団体や国際交流協会等の連携を図り、日本語教育等の活動の支援を行うことにより、実習生と地域住民との理解と共生を図る。

(ウ) 広報誌の発行

技能実習制度の意義と同制度に基づく実習生の活躍ぶりを広く紹介、周知するため「アイム・ジャパンニュース、みんなのひろば」を発行する。

(エ) カレンダーの作成

実習生の日本での生活支援の一環として、また受入企業との連携を取り易くするとともに、業務推進時にも役立つよう、2020年のカレンダーを作成し、会員企業等に配付する。

ソ 対外講演会等の開催

(ア) 「技能実習制度の普及、促進及び適正な運用について」等講演会の開催
技能実習制度の普及、促進及び適正な運用について、受入企業をはじめとして広く国民、企業に対して周知を図るため、各支局管内で講演会を開催する。

(イ) 「人材育成セミナー」の開催

開発途上国の人材育成及び国際相互理解の促進を図る目的で開催する。

(3) 実習生受入事業に係る技能実習職業紹介事業の実施

派遣国政府等とともに、実習生候補者と受入企業との間の技能実習職業紹介事業を実施しているところ、本年度においても引続き適正に実施する。

2 開発途上国への企業進出に関する調査研究及び支援事業

(1) 情報資料の提供

「海外投資情報」を隔月発行し、広報誌と併せ関係企業に送付するとともに、派遣国の社会経済情勢、労働事情の情報を収集し、海外進出を希望する企業に提供する。

(2) 海外投資相談

企業の海外進出を支援することを目的に、会員企業及び非会員企業関係者からの相談に積極的に対応する。

(3) 受入企業を中心とした現地訪問団の派遣

実習生の受入企業の派遣国に対する理解の向上を図るため、当該国の駐日大使館等の協力を得ながら現地訪問団の派遣を実施する。

(4) 「海外投資セミナー」の開催

会員企業、海外進出を検討している企業等を対象に、派遣国の「海外投資セミナー」を開催する。

(5) 海外ビジネス研修生（インターンシップ）受入れの実施

海外進出企業が増えている中で、グローバル感覚を持った学生の人材育成の一環として、大学から要請を受け、インターンシップを受け入れる。

3 開発途上国との青少年親善交流事業の実施

国際的相互理解の促進を図ることを目的に、我が国の高校生と開発途上国の高校生の相互交流を行う青少年交流親善を実施する。

4 建設・造船就労者受入事業等

オリンピック・パラリンピック東京大会関連の建設需要に的確に対応するため、202

3年3月末までの時限措置として実施している建設・造船就労者受入事業については、引き続き派遣国の人材育成に貢献していく見地から、技能実習制度の活用を図りつつ、企業のニーズに応じて前述の1の技能実習受入事業と同様にコンプライアンスを重視して本事業を実施する。

また、派遣国政府等とともに、建設・造船就労希望者と受入企業との間の無料職業紹介事業を適正に実施していく。

5 特定技能外国人支援の業務に係る事業

本年度から新設される特定技能の在留資格に係る制度については、わが国の外国人材活用の施策に協力し、また、受入企業のニーズに応じるために、当機構としては改正入管法に規定する「登録支援機関」として、第2号技能実習を修了した実習生等を企業が雇用するのに際して、企業から委嘱を受けて、母国語による生活ガイダンスの実施その他必要な支援業務を行う。また、特定技能外国人支援計画の適正な実施がなされ、特定技能外国人が保護されるよう支援業務を実施する。

6 開発途上国政府派遣技術者等の受入れの検討

開発途上国の優秀な青年に対し、日本の情報処理分野など先端技術等を有する企業で実務経験を積む機会を提供することにより、開発途上国の人材育成を図り、もって同国の経済発展の協力を資するとともに、技術者交流による国際相互理解及び友好親善の促進を目的とする、開発途上国政府派遣技術者等の受入れについて検討していくこととする。